

e L T A X対応A S Pサービス提供業務仕様書

1 業務名

e L T A X対応A S Pサービス提供業務

2 システム基本要件

- (1) 社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）により登録先委託事業者として登録された事業者が審査システム及び国税連携システムを構築し、L G W A N回線を利用したA S P方式で提供する。また、同様に協議会によりe L T A Xサポート事業者として登録された事業者がサービス利用のための必要な支援を実施すること。
- (2) 協議会により構築された地方税ポータルシステム（以下「e L T A X」という。）、並びに国税連携ポータルサーバに接続し、動作すること。
- (3) 国税連携サービスは、協議会にて構築した国税連携ポータルサーバと国税データ受信サーバとを接続し、動作するものであること。また協議会が開発した国税連携に関する機能を使用できること。
- (4) 審査システム操作端末（以下「審査クライアント」という。）と審査システム、並びに国税連携クライアント端末（以下、「国税連携クライアント」という。）と国税データ受信サーバを接続する回線は、L G W A N回線とすること。

3 目的

個人情報の取り扱いをはじめ適切なセキュリティ対策を講じた、安全性や信頼性の高い電子的納税者サービスの提供により、利便性を向上させるとともに電子自治体を促進することで経費削減を図るため、地方税電子申告システムを継続して利用することを目的とする。

4 利用業務

- (1) 電子申告
- (2) 電子申請・届出
- (3) 住民税年金特徴
- (4) 国税連携

5 利用サービス

- (1) A S Pサービスの提供

①サービス提供範囲

審査サービス提供範囲

- ・ 特別徴収義務者からの給与支払報告書に関するデータの送受信
- ・ 電子申告等における審査システムの利用

- ・電子申請・届出における審査システムの利用

年金特徴サービス提供範囲

- ・公的年金からの特別徴収制度に関するデータの送受信

国税連携サービス提供範囲

- ・確定申告データ（e-TAXデータ、KSKデータ）ダウンロード機能
- ・確定申告イメージデータ（KSKイメージデータ）ダウンロード機能
- ・確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能
- ・団体間回送機能

なお、審査システム及び国税連携システムについては、協議会が公開している審査システム仕様書、国税連携システム仕様書及びその他関連仕様書を満たす機能を有するものであること。

②サービス提供時間

審査サービス及び年金特徴サービスのサービス提供時間帯は、本番環境においては、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた平日の午前8時30分から午後9時まで、試験環境においては同期間の午前10時から午後5時までの時間帯とすること。

国税連携サービス提供時間は、協議会が定める確定申告データ受信時間に準拠すること。

※協議会の定めるスケジュールに応じて、変更する場合がある。

③審査クライアント

審査クライアントの台数は、本番用3台とし、審査クライアントに係るハードウェア及び必要なソフトウェアは安城市において調達するものとする。なお、調達したハードウェア及びソフトウェアの保守は、安城市にて行うこと。

④国税連携クライアント

国税連携クライアントの台数は、4台とし、国税連携クライアントに係るハードウェア及び必要なソフトウェアは安城市において調達するものとする。なお、調達したハードウェア及びソフトウェアの保守は、安城市にて行うこと。

(2) システム運用支援・保守業務

審査サービス、年金特徴サービス及び国税連携サービスを利用するにあたり、安城市へ下記業務内容について必要に応じて適切な支援を行うこと。

①問い合わせの受付・サポート

運用時における安城市からの問い合わせを受け付ける窓口（ヘルプデスク）を設置して対応すること。なお保守及びサポートを行う時間帯は次の通りとすること。

【保守サポート実施時間帯】

平日の午前8時30分から午後6時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

②監視

サービスの提供に要する環境（ハードウェア等）に対し、常時監視を行うこ

と。信頼性の保持、障害時対応等のためデータベースに格納される電子申告に係るデータを定期的に取り得る運用を行うこと。

③バックアップの実施

障害時対応等のためデータベースおよび受信用フォルダに格納される確定申告データ、イメージファイルを定期的にバックアップすること。

なお、受信した確定申告データ、イメージファイルを消失した場合は、安城市にて税務署と調整し消失した期間の確定申告内容を補完すること。

※協議会が定めるバックアップ対象、ガイドライン等に応じてバックアップ対象は変更する場合がある。

④不具合・障害時対応

審査システム等の不具合及び障害発生時において速やかに修正・復旧が可能となる体制及び安城市からの要請により現地において対応できる体制を敷き、その対応にあたること。

⑤業務アプリケーションのバージョンアップ作業

機能改修等に合わせ、サービス導入後の業務アプリケーションのバージョンアップ作業を行うこと。

⑥セキュリティ対策

事業者は、審査システム等において、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（以下、「技術基準」という。）を満たすセキュリティ対策を実施すること。また、総務大臣が指定する指定法人の定期的な監査を受け入れること。

⑦その他

サービス提供開始後のクライアント環境のアップデート作業（OS、ブラウザのバージョンアップ、ウィルス定義ファイルの更新）は安城市で行うこと。

6 個人情報の取り扱い

（１）個人情報の使用、関連法令の遵守

事業者は、本仕様書に定める業務を遂行のため安城市より提供を受けた業務上の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」を指し、以下同じとする。）並びに審査サービス、年金特徴サービス及び国税連携サービスの伝送などに含まれる個人情報を本仕様書に定める業務を遂行する目的の範囲内でのみ使用することとし、第三者に開示又は漏洩しないこととするとともに、関連法令を遵守すること。

（２）個人情報の管理、廃棄

事業者は、個人情報の管理に必要な措置を講ずることとする。また、安城市からの要請があったときは個人情報等（安城市の承諾を得て複製、改変した個人情報を含む）を安城市に返還し、事業者の設備に蓄積されている場合はこれを消去すること。

7 準備期間

受注者決定後、速やかに発注者と受注者は本件に関する契約を締結するものとし、契約締結日から平成25年11月30日までを準備期間とする。

8 一般社団法人地方税電子化協議会仕様準拠

本調達仕様書に明記していない事項も含め、本ASPサービスは、一般社団法人地方税電子化協議会仕様に準拠した機能を有しているものとする。

9 納品物・納品場所

納品物および納品場所に関しては、次に示すとおりとすること。

納品物は1式を整理した状態で納入するとともに、受注者が作成した資料等については、紙及び電子媒体で納品すること。

(1) 納品物

サービス状況報告書

本ASPサービス利用期間内の各種監視事項および障害報告、ヘルプデスク問い合わせ件数を示すサービス状況報告書

(2) 納品場所

安城市役所市民税課

10 環境配慮関係

本市は、環境の保全及び創造に向けて率先して行動し、環境に配慮した自治体をめざすとともに、総合計画及び環境基本計画のめざす都市像である「市民とともに育む環境首都・安城」の実現を図っていますので、受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた事項については、安城市及び事業者と協議の上、対処方法を決定すること。

役割分担表

分類	作業内容		役割分担		
			発注者	受注者	備考
利用	1	保守作業			
	①	OS、ブラウザのバージョンアップ作業	○		
	②	ウィルス定義ファイルの更新	○		
	③	業務アプリケーションのバージョンアップ作業		○	
	④	問い合わせ対応		○	
	⑤	障害対応、復旧作業		○	
	⑥	発注者の端末固有の設定の維持	○		
	⑦	発注者のネットワーク、L G W A Nの通信障害の対応	○		
	⑧	センター設備の構成管理、監視、データのバックアップ、セキュリティ対策		○	